



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Toward a Credible Form of Scanlonian Contractualism [an abstract of entire text]
Author(s)	吉村, 佳樹
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第16494号
Issue Date	2025-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95183
Type	doctoral thesis
File Information	Yoshiki_Yoshimura_summary.pdf



学位論文内容の要約

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 吉村佳樹

学位論文題名

Toward a Credible Form of Scanlonian Contractualism
(スキャンロンの契約主義のもっともらしい形態の構築に向けて)

一般に、道徳的に不正な行為と不正ではない行為を人々は区分しているように思われる。例えば、何の理由もなく他者のものを盗むことは道徳的に不正に思われる。他方で、困っている人を助けることは、それによって何か他者に危害を加えない限り、道徳的に不正ではないように思われる。こうした区別を体系的に説明することを目的の一つとして、道徳哲学者たちは道徳理論を構築してきた。

そうした道徳理論の一つに、スキャンロンの契約主義と呼ばれる道徳理論がある。この道徳理論は、他者に対する正当化可能性という考えを根本に置くことに特徴がある。スキャンロンの契約主義によれば、道徳的に不正な行為というのは、他者に対して特定の仕方では正当化できない行為である。そして、問題となる仕方では正当化できるかどうかは、理にかなって拒絶できない、振舞の一般的規制のための原理によって禁じられているか否かに基づいて決まる。振舞の一般的規制のための原理というのは、「正当防衛を除いて、他者を害してはならない」などのような一般性を持った原理である。そして、その評価にあたっては、個別的な状況において特定の行為がなされることの影響だけでなく、複数の場面で人々がその原理にしたがった場合の影響や、その原理が何かしらを禁じていることの重要性なども考慮される。「正当防衛を除いて、他者を害してはならない」という先の原理を例に挙げれば、その評価の際には、個別的な状況において私があなたを害さないことによる影響(危害による痛みなど)だけではなく、たくさんの人々がそうしないことによる影響(社会的不安の減少など)や危害が禁じられること自体の重要性(何かしらの地位などの確立など)も考慮されるということである。

近年、スキャンロンの契約主義には、振舞の一般的規制のための原理を用いていることに対して批判が向けられるようになった。批判は主に二つある。一つは、他者に対する正当化可能性という考えを基礎に置く道徳理論が振舞の一般的規制のための原理に基づいて道徳的評価を下す根拠を問うものである。例えば、私があなたに危害を加えることがあなたに対して道徳的に正当化可能かどうかを考えているとしよう。一見すると、この時、私たちは、危害を加えることによって私が得る利益とあなたが被る被害を考慮しているだけに思える。つまり、「正当防衛を除いて、他者を害してはならない」というような原理には必ずしも訴えていなければ、複数の場面で人々がその原理にしたがった場合の影響や、その原理が何かしらを禁じていることの重要性などを考慮してもいいように思える。言い換えれば、一見すると、他者に対する正当化可能性という考えの素朴な理解とスキャンロンの契約主義の理解の間には、ある種の隔たりが存在するように思われるということである。批判者たちは、これをもとに、他者に対する正当化可能性という考えを重要とみなすのであれば、スキャンロンの契約主義は、振舞の一般的規制のための原理の使用をやめるべきだと主張する。

もう一つの批判は、スキャンロンの契約主義が、複数の場面で人々がその原理にしたがった場合の影響をもとに道徳的な要求をすると考えられてきたことに由来する。一般に、そうした影響をもとに道徳的な要求をすることは、道徳理論がもっともらしい判定を下す

ことを助けると考えられてきた。例えば、私があなたと交わした約束を破ることで、あなたが得る利益よりもそれなりに多くの利益を得ることができるとしよう。この個別的な場面において、私が破ることによる影響を素朴に考慮するならば、私が約束を破ることは容易に正当化されてしまう恐れがある。一方で、もし、たくさんの人々が同様に約束を破ることの影響をもとに道徳的な要求をするのであれば、人々が約束を破ることで約束実践が成り立たなくなる影響などをもとに道徳的な要求をしよう。すると、私が約束を破ることの正当化はより難しくなる。複数の場面で人々がその原理にしたがった場合の影響をもとに道徳的な要求をすることは、このような形で、道徳理論がもっともらしい判定を下すことを助けると考えられてきた。しかし、同時に、それが特定の場面でもっともらしくない判定を下すことも指摘されてきた。例えば、80%の人々がφすることで非常に良いことが生じる一方、80%未満の人々だけがφした場合は、非常に悪いことが生じるとしよう。この時、80%の人々がφした場合に生じることをもとに道徳的な要求を行う理論は、80%の人々がφしていない状況においても、φすることを人々に要求する。これは、特段の理由なしに非常に悪いことを生じさせる行為を要求しており、もっともらしくない。このように、複数の場面で人々がその原理にしたがった場合の影響をもとに道徳的な要求をすることは、ある場面ではもっともらしい判定を下すことを可能にする一方、別の場面ではもっともらしくない判定を下す原因になると批判されてきた。

本研究では、これらの二つの批判にこたえることで、よりもっともらしい形態のスキャンロンの契約主義の同定への貢献を試みた。本研究が提示するスキャンロンの契約主義は、人々が実際には特定の原理に従っていないときに、人々がその原理にしたがった場合の影響をもとに道徳的要求をすることはない。しかし、これは、人々が実際には特定の原理に従っていないときでも、人々がその原理にしたがった場合に生じる影響をもとに道徳的要求を行うことで、よりうまく扱えるように思える事例をどのように扱うのかという疑問を生じさせる。

そのような事例の代表として、集合的影響事例と呼ばれるものがある。集合的影響事例においては、たくさんの人々が特定の仕方で行為をすることで深刻な影響が生じるものの、個人の個別的な行為は道徳的に優位な違いを生じさせていないように思える事例である。例えば、論争的であるが、地球温暖化対策を例としよう。たくさんの人々が地球温暖化対策をすれば、地球温暖化は減速するように思われる。他方で、一人の人の地球温暖化対策が、地球温暖化の減速に道徳的に意味ある影響を与えているかは明確でない。このような事例において、個人の行為が生じさせる影響のみに焦点を絞るのであれば、人々は地球温暖化対策する道徳的理由を全く有さないように見える。他方で、たくさんの人々が特定の仕方で行為した場合の影響を考慮するのであれば、人々は地球温暖化対策する道徳的理由を少なからず有するよう思える。本研究が提示するスキャンロンの契約主義が、人々が実際には特定の原理に従っていないときには、人々がその原理にしたがった場合の影響をもとに道徳的要求をしないのであれば、それが集合的影響事例をどのように扱えるのかを明示することが求められる。

以上の通り、本研究では、スキャンロンの契約主義のよりもっともらしい形態の同定に向けて、以下の三つの課題に取りんだ。

1. スキャンロンの契約主義が振舞の一般的規制のための原理を用いる根拠を説明する。
2. たくさんの人々が特定の仕方で行為した場合に生じることをもとに道徳的な要求をすることの利点を保持しつつ、その難点を回避するようなスキャンロンの契約主義を提示する。
3. スキャンロンの契約主義が集合的影響事例をどのように扱うのかを、たくさんの人々が特定の仕方で行為した場合に生じることに直接的に訴えることなく示す。

第一章は導入であり、スキャンロンの契約主義について比較的一般的なことを説明した。スキャンロン自身の説明にならい、二つの特徴を強調した。一つは、その反集計的な特徴である。集計的な道徳理論は、何かしらの行為が複数の人々に影響を及ぼす際に、複数の人々に生じる影響を足し合わせる。他方で、スキャンロンの契約主義は、そうした足し合わせを行わない。そうした反集計的な道徳理論は、少数者を多数者のために犠牲にすべき

でないような状況において、よりもっともらしい根拠からよりもっともらしい判定を下せると考えられている。また、スキャンロンの契約主義は、不正な行為をすべきではない理由を、その行為が他者に正当化できないことから説明する。一定数の人々は、そうした説明がよりもっともらしいと考えている。こうした特徴に加え、カント主義や古典的な契約論との違いをもとに、契約主義一般がなぜ理論的研究に値すると考えられているのかを説明した。そのうえで、本研究にとってのより詳細な主題を導入し、その背景や意義を簡潔に説明した。上で説明してきたように、本研究で取り扱う批判は、標準的なスキャンロンの契約主義に向けられてきたものである。これまでのスキャンロンの契約主義研究は、批判の対象となっている標準的な形態をもとに進められてきた。そのため、本研究は、標準的なスキャンロンの契約主義を擁護することで、これまでの契約主義研究の基盤をより確固たるものにする。こうした点で、本研究は、契約主義研究一般に貢献する。また、扱う問題の一部は、スキャンロンの契約主義に限らず、原理を用いる道徳理論一般に向けられてきた批判である。それに対するありうる応答をすることで、本研究は道徳理論研究一般に貢献する。加えて、集合的影響事例は、現実世界で生じている様々な問題にかかわると考えられている。本研究は、集合的影響事例をいかにあつかうかについての提案をなすことで、そうした現実世界の問題を考えていくための基盤を提示するものにもなっている。

第二章では、スキャンロンの契約主義が振舞の一般的規制のための原理を用いる根拠を示した。契約主義的な正当化可能性と人格の価値の尊重のつながりが、そのような原理を用いる根拠となると本研究は論じた。標準的な契約主義の下では、人格は、理由の評価に基づいて人生を設計する能力や人々が持つ理由を反省的に評価する能力を有した存在者と理解される。そして、人格の価値の尊重、すなわち、他者に対する行為の正当化可能性の評価に際しては、そうした能力が承認されなければならないと標準的な契約主義は考える。道徳的评价において何かしらの一般的な原理を用いることは、理由の評価に基づいて人生を設計する能力がよりよく使用されることを可能にする。これは、当該の能力を承認することにつながる。また、たくさんの人々が特定の仕方で行った場合に生じる影響や、原理が何かしらを禁じていることの重要性を考慮して正当化可能性の評価を下すことは、人格が持つ種々の能力を承認することにつながる。これらは、振舞の一般的規制のための原理を用いることは、人格が持つ種々の能力をよりよく承認することを示しており、その事実が、標準的な契約主義が振舞の一般的規制のための原理を用いる根拠を提示する。

第三章では、the Intrinsic Significance View (第二章の議論によって支持される契約主義の一形態)が、以下の二つを同時に満たすことを示した。①たくさんの人々が特定の仕方で行うことによって生じる影響をもとに行うことを要求することが原因となる問題(the Distant World Problem)を抱えない。②たくさんの人々が特定の仕方で行うことによって生じる影響をもとに行うことを要求するような道徳理論が持っているとする理論的な利点の幾つかを有している。The Distant World Objectionは、個人の行為では生じさせられないほどに現実世界とかけ離れた状況をもとに道徳的な要求をなすことが原因で生じる。たくさんの人々が特定の仕方で行った場合に生じる影響を考慮したとしても、そのような影響が実際に生じていない場合についての例外を必要に応じて認める限り、The Intrinsic Significance Viewは、The Distant World Objectionのえじきにならないことを示した。また、同時に、The Intrinsic Significance Viewは、原理が何かを禁じていることそれ自体の重要性に訴えることで、一般的な原理を用いる道徳理論が持っているとしてきた理論的な利点を保持できると論じた。

第四章では、the Intrinsic Significance Viewが集合的影響事例をどのようにして扱えるのかを示した。原理が何かを要求していることそれ自体が持つ重要性に訴えることで、集合的影響事例を扱うと論じた。例えば、たくさんの人々が ϕ した場合に甚大な危害が生じるとしよう。そのような場合、 ϕ することが禁じられているという事実が、善き生の追求者という価値ある規範的地位を人々に付与しうる。仮に、個々人の行為が道徳的に有意味な影響を生じさせないとしても、そのような価値ある地位が、 ϕ することを禁じる根拠となりうると本研究は論じた。